

フローラ 利用者の権利要項

フローラでは、職員をはじめ各種学校の実習生やボランティアは、利用者の以下の権利を認め、これらを遵守します。

1. すべての利用者は、人間としての尊厳の下に、公平で最善の援助を受ける権利をもっています。
2. すべての利用者は、援助方針を受け入れるか、受け入れないかを選択できる権利をもっています。
3. 第2項に関し、その方針を受け入れた場合であっても、すべての利用者は、援助プログラムについての説明を受け、よしんばその方針に納得がいかない場合には、さらに詳細な説明を求める権利をもっています。同時に、利用者は自分の援助プログラムに対して協力する責任を負います。
4. 第2項に関し、利用者がその方針を受け入れない場合であっても、援助者の創造性と努力をもって、個々利用者に即した援助方針を見出す不断の働きかけを行います。
5. すべての利用者は、自分の援助や介護に関する文書や記録が守秘される権利をもっています。
6. すべての利用者は、自分の宗教や宗教文化的習慣を尊重される権利をもっています。
7. すべての利用者は、自分の援助チームのメンバーを知る権利をもっています。もしそのメンバーの職員から何らかの不当な扱いを受けた場合は、その苦情や不服等を申し立てる機会が常に確保されます。
8. すべての利用者は、収入認定について、その金額を確認し、根拠となる説明を求める権利をもっています。そのかわり利用者は、その支払いに対して苦情や不服を認めない場合には、速やかにそれを支払う義務があります。
9. すべての利用者は、騒音、喧騒、喫煙などを控え、他の利用者や職員などの権利を思いやる義務があります。

フローラの職員は、ノーマライゼーションの理念のもと、利用者に敬意をもって接し、利用者のニーズや希望を深く受け入れ、より満足して頂けるよう心がけてまいります。

もし個々利用者が、職員や他の援助者により、不公平な扱いや気配りのない態度で扱われたと感じましたら、お気軽に相談窓口か担当者までご連絡ください。